

自主防災マニュアル



自分たちのまちは自分たちで守ろう！

令和4年4月

米沢市市民環境部防災危機管理課



自主防災組織の位置付け

○大規模災害において被害を予防・軽減するには、自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、公共機関による救助・支援などの「公助」が有機的に行われることが必要です。

自主防災組織は、「共助」の中核となるもので、町内会など地域で生活環境を共有している住民等により、市民活動として結成・運営されることを基本とするものです。

○災害対策基本法では、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（同法第5条第2項）と定義されています。

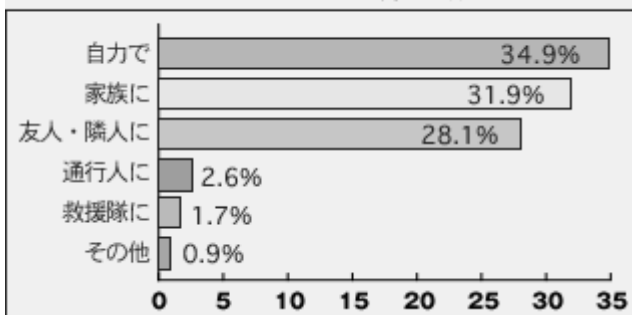
国・地方公共団体は、災害対策基本法、消防法等において、自主防災組織の充実・育成に努めることとされています。

また、住民は、「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」（災害対策基本法第7条第2項）こととされています。

自主防災組織の必要性

○大規模な災害が発生した場合、助けはすぐに来ません。①行政・防災機関自身も被害にあう。②同時多発する被害に一時的に消防機関等の対応能力を超える事態となる。③道路への建物崩壊、道路や橋が壊れ道路が通行できなくなる。④電話の不通など情報が混乱するなどにより、公的機関の初期活動ができなくなるおそれがある。（右図：阪神淡路大震災の救助された人の割合参照）

■ 生き埋めや閉じ込められた際の救助



○このため、特に災害の初期段階においては、地域の住民等がお互い協力して「自分たちのまちを、自分たちで守る」ことが必要となります。阪神・淡路大震災では、地域単位の自主的な防災活動が災害による被害軽減にきわめて重要であったことが報告されています。

自主防災組織の役割・機能

○大規模な災害が発生した際、地域住民の共助による、避難活動、被災者の救出・救助、初期消火活動、これらの前提となる安否確認や情報の収集・伝達といった自主防災活動が迅速・的確に行われることが必要となります。

これら自主防災活動を行うにあたっては、住民が各自ばらばらに行動しても効果は低く、かえって混乱を招くおそれもあります。地域としての防災力を最大限に発揮するためには、地域住民相互の共通認識に基づく組織的な活動が必要となります。

このため、その活動母体として、地域住民等による自主防災組織の設置・運営が必要となります。

○自主防災組織は、平常時と災害時の両面から活動を計画・実施することが必要です。

平常時には、仮に災害が起こったとしても、その予想される被害をできるだけ予防・軽減させるような活動が求められます。また同時に、災害が発生したときに備え、地域防災力が最大限発揮できるような体制・状態を準備・用意するための活動を行います。

災害時には、その時々状況に応じて、地域のために初期消火、救出・救護、避難誘導など様々な対策を機動的に行うことが求められます。

自主防災組織の体制

米沢市では町内会を母体とする自主防災組織の結成運営を呼びかけてきました。令和4年4月現在で226組織、約70.9%の結成率となっており、県内では低い結成率になっています。

町内会を母体としている理由は、普段から地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位となっており、住民相互の交流が日常的に図られているとともに、災害時における組織的な活動の単位として適当な規模と考えられるためです。

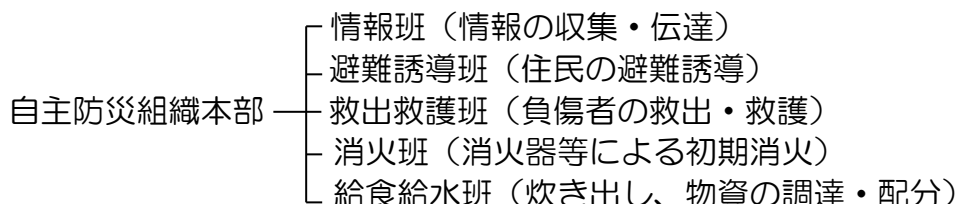
また、自主防災組織は、その地域に実際に住んでいたり、働いている全ての人々の参加が基本となります。

その地域の人々は、日常生活だけでなく、災害時においても自立的な活動の主体であるとともに、意識するしないにかかわらず、様々な形で相互につながりを持っています。いわば、その地域における一種の「運命共同体」を形成していると言えるでしょう。

このように、地域全体として安全を確保するためには、当事者1人1人が主体的に参加することが必要不可欠となります。

○自主防災組織の結成に当たっては、関連規程を町内会規約などに定めることを原則としています。この際、防災危機管理課を窓口として防災上の指導・助言や自主防災資機材の助成などを行っています。

自主防災組織の編成は、下記の自主防災組織の機能構成例に示されるようなものが一般的です。実際の編成にあたっては、地域の特性に応じた形とすることが大切です。





ヒント！活動を継続することが大事です！

地域での防災力向上は一朝一夕にはできません。まずは、「地域に被害を及ぼす恐れのある災害とは何か？」などを知ることから始め、さらに、それらの災害に対する弱さを認識し、その上でいざ災害が起きても致命的な被害に至らないように準備をしておく必要があります。しかし、人手やお金の掛かることでもあり、必要と考えられることを一度にやることはできません。実現可能な防災目標を掲げて、今年より来年、来年より再来年と地域の防災力向上を目指して着実な活動が求められます。

また、住民の転居や町内会役員の交代等に伴い、自主防災活動が継続されないといったケースも見られます。自主防災組織に関する規約や各種資料、その前提となる町内の状況などについて、町内会において定期的な自己点検を行うことが必要です。

自主防災組織はどのようにして作るのでしょうか？

○ 町内会、自治会などを単位として結成しましょう。

自主防災組織として災害に立ち向かい、その被害を最小限に食い止めるために活動しやすい組織の単位は、普段からレクリエーションや会合等の活動を行っている町内会、自治会が実践的です。また、学区、地区という大きな範囲でも組織することは可能です。

もちろん、一口に町内会、自治会と言っても構成世帯数により規模が異なります。世帯数が大きすぎたり、小さすぎたりして、自主防災組織として十分な効果が期待できない場合は、分割したり、連合するなどの必要があるでしょう。

○ 組織はどのような編成がよいのでしょうか？

組織として効果的な防災活動を行うためには、本部、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班の編成が考えられます。

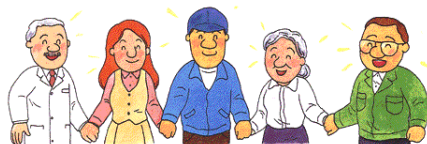
住民の意識は1～2年で高まるものではありません。また、発足当時だけ活発に活動しても先細りするのであれば意味がありません。実際には、地域の実情（世帯数、広さ）なども含めて、長続きの期待できる無理のない編成・活動をすることが望ましいでしょう。

○ 平日の日中は大丈夫ですか？

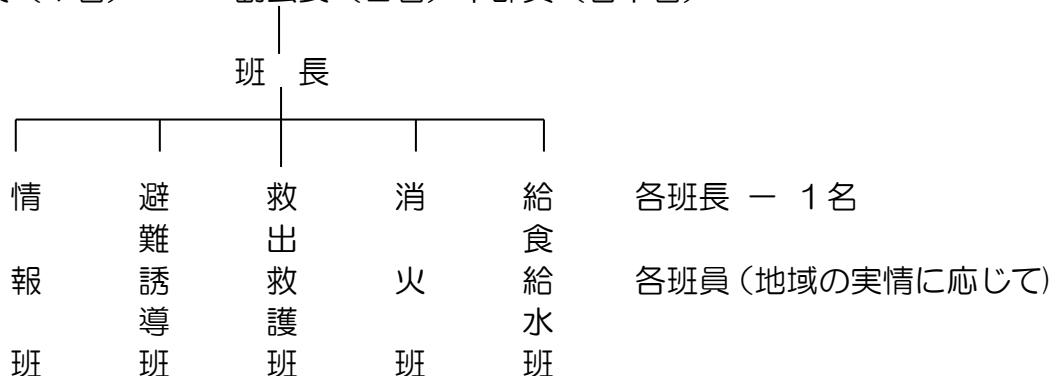
平日の日中は地域の大きな働き手となる年代が仕事などで不在となり、町内には高齢者が残ることが予想されます。しかし、災害はいつ起きるか分かりません。高齢者だけでも出来る事はあるはずです。組織づくりの際にもその点を考慮して取り組みましょう。

（自主防災組織例）

名称〇〇〇〇〇自主防災会



会長（1名）—— 副会長（2名） 本部員（若干名）



ヒント！

町内会組織と別に自主防災組織を設けようとすると、一からの組織作りとなり手間と時間が掛かります。既にある町内会の組織の中に「防災部」のような組織を設けることも1つの方法です。また、「防犯」と組み合わせることも効果的な活動が期待できます。

○ あらかじめ本部の設置場所を決めておき、災害が発生したらその場所に本部を設置する。

情報の収集、各班への指示伝達等を行う。

必要な資機材を備える。(公民館等に保管)

地域の防災計画、規約、構成員名簿を作しましょう。

自主防災組織を結成し、活動するためには、①防災計画、②規約、③構成員名簿(町内会員名簿)を作成しておく必要があります。

①防災計画には、地域の特性を踏まえ、日頃から危険箇所の点検、災害予防対策、避難行動要支援者の把握等災害時の活動内容を明確にしておきましょう。

②規約は、自主防災組織を運営して行くうえで基本となる目的やそれぞれの活動任務等を定めたものです。

③構成員名簿は、実践活動の基本で、誰がどの班に属するかを表したもので、活動するには必要なので是非作成しておきましょう。

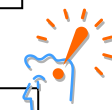
資機材例

標旗(本部・避難場所を表すプラカードでもよい)・腕章・ヘルメット
ハンドマイク・メガホン、ホイッスル(災害の状況を住民に知らせる)
強力ライト・携帯ラジオ
非常用救急セット(応急処置用救急資機材を入れて置く)
担架・毛布・ブルーシート・ロープ等(救出・救護用) テント
手袋等・スコップ・バール・ジャッキ・チェーンソー
消火器・水バケツ・小型ポンプ等
水槽・水筒・飲料水・炊飯機一式等



ヒント！

災害が発生して、避難所での生活が始まった場合、「食べる・寝る・排せつする」の人間としての基本的な部分をいかに快適に行えるかが重要です。



ヒント！



自主防災組織の活動って何から始めればいいのか？

「自主防災組織を結成したい…」また、「自主防災組織を設立したが、活動が停滞してしまう…」ようなケースが見受けられます。災害はいつ起きるか分かりません。だからこそ、各自が常日頃、災害に対する意識を持つことが重要です。「まず、最初は何をすればいいのでしょうか？」地域の特性などによって違いはありますが、ヒントをご紹介しますので、防災計画の参考にも役立ててください。

○いろんな人が集まって自分たちのまちを歩いてみよう、話し合ってみよう

□災害が発生したらまちはどうなるのか？（火事、大雨、大雪、台風、地震など）

□火災が拡大しやすい場所？

木造密集地域・水利が近くにない場所・消防車が入れない場所など

□風水害の恐れのある場所？

がけ崩れなどの危険箇所・大雨時、溢れそうな池・側溝・過去の水害で浸水した地域はないか？

□避難に問題のある場所？

ブロック塀や石垣のある道・避難所が遠い場所・違法駐車、駐輪が多い場所・狭い路地・行き止まりの地区

□自然災害だけが、災害ではありません！屋外犯罪の不安のある場所？

見通しの悪い場所・風紀上問題のある場所・街灯のない場所・路上放置物（放火の危険）のある場所

□交通事故の危険のある場所？

交通量の激しい場所・違法駐車が多い場所・大型車両の交通が多い場所・ガードレールのない場所・信号のない交差点・落下物の危険のある場所・子供の飛び出しが多い場所

□まちの住民票はあるか？

お隣さんはどんな人・何人・避難地での人員確認方法・緊急の連絡先・高齢者、要介護者、乳幼児、外国人などの災害時要支援者はいないか・昼間と夜間の災害発生で活動できる人は・平日の日中に活動できる人は？



○災害時に役立つものはないか？

□消火活動に役立つもの

消火器・河川・動力ポンプ・池・バケツ・防火水槽・ホース・銭湯・井戸・プール

□救助活動に役立つもの

ジャッキ・金物屋・バール・建設会社・ガソリンスタンド・重機・スコップ・ロープ・防災資機材倉庫

□救護活動に役立つもの

病院・診療所・薬局・担架・リヤカー・救急箱

□避難に役立つもの

安全な避難地（公園・広場）・避難路・避難誘導標識・避難誘導資材（メガホン）・避難路になる広い道路・指定避難場所・目印になるもの

- ☐ 情報入手に役立つもの
公衆電話・ラジオ・無線・掲示板・防災行政無線・携帯電話・パソコン
- ☐ 避難生活に役立つもの
食料・トイレ・水・カセットコンロ・キャンプ用品生活必需品



○災害時に頼りになる人は誰か？

- ☐ 消火活動のできる人
消防団・自衛消防隊・消防職員 OB・救助活動ができる人・防災リーダー的な人
大工・学生
- ☐ 医療活動ができる人
医師・看護師・消防職員 OB
- ☐ 緊急輸送物資を運べる人
トラック運転手・フォークリフト免許者
- ☐ その道のプロはいないか
電気屋さん・ガス屋さん・飲食屋さん・土建屋さん・水道工事屋さん・防災関係者
- ☐ まちに語り部はいないか
過去の災害を体験した方の話を聞いてみよう！貴重な話が聞けるかも！



○まちの防災マップを作ってみよう！

- ☐ 上記のような事項を入れてまちの防災マップを作って、各家庭に配布しましょう
子供達の目線でもまちを見てもらうと新たな発見があるかもしれません
- ☐ 各家庭でも防災のことについて話し合ってみましょう！
家の消火器は大丈夫か・緊急時の連絡先は把握しているか・高齢者の介添えは・
倒れそうな家具はないか・最低限の非常食（3日分）はあるか・耐震性は？

○簡単にできることから取り組んでみよう！

- ☐ 各家庭の消火器の設置場所を統一する、街角に消火器を設置する
あそこへ行けば消火器がある・バケツがある
- ☐ 救命・応急手当講習会をやってみる
心肺蘇生や止血法などの応急処置は、知っていて損はありません
- ☐ 消火訓練をやってみる
消火器を使えますか、ご要望があればいつでも指導に行きます！
- ☐ 防災講演会をやってみる
内部だけの取り組みもいいですが、外部の講師に依頼して、できるだけ多くの人
が集まりそうなときに講演会を開催する（町内の花見、芋煮会の前など）
- ☐ 活動内容をPRする
防災組織を作っても、町内の皆さんに活動内容が見えなければ意識の高揚にもつ
ながりません。どんなことに取り組んでいるのか積極的にPRしましょう！
- ☐ 他の自主防災組織の活動をみてみましょう
他の組織の訓練、取り組みを見ることは参考になることが多いはずですよ



ヒント！

いろんなことに取り組んでみることも大事ですが、最初から難しいことを始めようとしてもなかなか出来るものではありません。逆に人が集まらないことも考えられます。簡単なことでもいいので後年度にもつながるような活動を目指してください。

地域の防災計画を作っておきましょう！

自主防災組織が活動するためには、防災計画が必要です。防災計画には、地域の実情を踏まえ、各班がどのように活動するかを示しておかなければなりません。地域によりその内容は異なりますが、概ね次のような計画例が考えられます。

（計画例）

〇〇〇町自主防災会（組織）防災計画

1 目 的

この計画は、〇〇〇町自主防災会（組織）の防災活動に必要な事項を定め、地震、その他の災害（以下災害等という。）による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止軽減することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

防災組織の編成及び任務分担に関すること。

防災知識の普及高揚に関すること。

防災訓練の実施に関すること。

情報の収集伝達に関すること。

出火防止・初期消火に関すること。

救出救護に関すること。

避難誘導に関すること。

給食給水に関すること。

各班の相互応援に関すること。

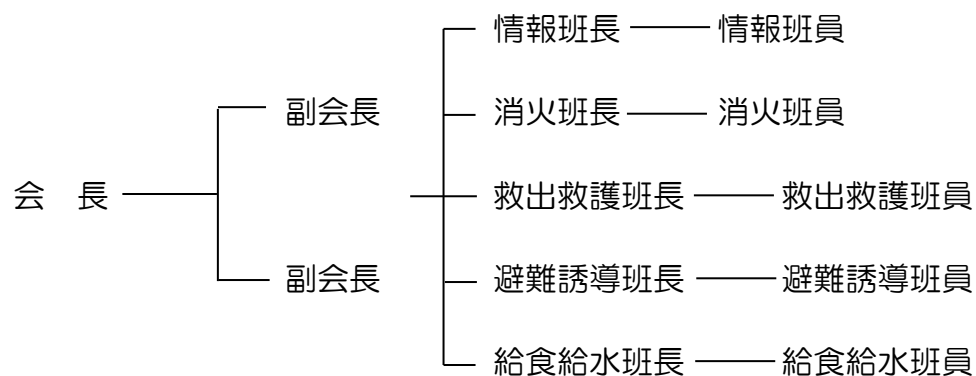


3 防災組織の編成および任務分担

災害等に関する警戒宣言発令時及び災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織の編成及び任務分担について、次のとおり定める。

(1) 編成例

(自主防災組織本部)



(2) 任務例

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本部	1 組織の総括及び渉外 2 役員会及び総会の開催 3 防災計画及び訓練計画の作成・訓練 4 各班の運営指導	1 市の災害対策本部との情報伝達及び連絡調整 2 各班への情報伝達調整及び指示 3 災害時要支援者の支援体制 4 二次災害の防止
情報班	1 防災知識の普及 2 防災マップの作成 3 危険箇所の点検	1 情報収集及び伝達 2 パニック防止の広報 3 被害状況の迅速な掌握
消火班	1 火災防止の指導 2 消火体制の整備 3 消火器資材の点検	1 出火防止の広報 2 初期消火の実施 3 消火器材の確保
救出救護班	1 救護体制の整備 2 避難行動要支援者の状況把握 3 応急手当の指導普及	1 救助救出及び救護活動 2 避難行動要支援者の安全対策 3 二次災害防止の配慮
避難誘導班	1 避難計画の作成 2 避難場所の点検 3 避難者の名簿作成 4 避難行動要支援者の状況把握	1 避難誘導の実施 2 避難場所の状況確認 3 避難の安全対策 4 避難行動要支援者への支援
給食給水班	1 救援物資などの配分計画の作成 2 非常食の家庭備蓄広報 3 炊事資機材の点検整備	1 救援物資などの配分 2 食料品の調達・炊き出し及び給水の配分

自主防災組織規約の例

（名称）

第1条 この組織は、〇〇自主防災組織と称する。（以下「本組織」と言う。）

（会員）

第2条 本組織は、〇〇町の地域内にある世帯（および事業所含む等）住民をもって構成する。

（目的）

第3条 本組織は、地域住民の隣保共同並びに相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行うことで、地震、その他の災害（以下「災害等」と言う）による被害を防ぎ、あるいはその軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- （1）知識の普及に関すること。
- （2）防災訓練に関すること。
- （3）災害等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食等の応急対策に関すること。
- （4）防災資機材の備蓄、点検整備に関すること。
- （5）その他、本組織の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（役員）

第5条 本組織に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1～2名
- （3）班 長（各班の長）
- （4）会 計
- （5）庶 務
- （6）監 事

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。但し再任は妨げない。

（役員の任務）

第6条 会長は、本組織を代表し、平常時および災害発生時における諸活動の指示、統制を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときその職務を代行する。

3 班長は、会長の指示を受け、本組織の事業計画の立案及び活動の推進に当たると共に班員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する。

4 会計は、本組織の予算編成、収支決算を行い金銭の出納管理を行う。

5 庶務は、本組織の事務を担当する。

6 監事は、本組織の事業及び会計の監査を行う。

(会議)

第7条 本組織に、総会と役員会を置く。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、毎年1回開催する。但し、臨時総会の必要がある場合は会長が招集し開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 地域の防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業報告及び事業計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他総会に必要と認めた事

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に定める役員（監事を除く）によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会より委任された事項
- (3) その他役員会で特に必要と認められた事項

(班の設置)

第10条 本組織は、第4条の事項を遂行するために、次の部門を置く。

- (1) 本部
 - (2) 情報班
 - (3) 消火班
 - (4) 救出救護班
 - (5) 避難誘導班
 - (6) 給食給水班
- 2 班員は、会員の中から選任する。
- 3 各班に副班長を置くことができる。

(地域の防災計画)

第11条 組織は、被害の防止及び被害の軽減を図るために地域の防災計画を作成する。

2 地区の防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害等の発生時における本組織の編成および任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 災害等の発生時における応急活動に関する事
- (5) 危険箇所の点検(防災マップの作成)
- (6) 資機材の点検整備
- (7) 災害時要支援者の掌握・住民への啓発

(8) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費)

第 13 条 本組織の運営に関する経費は、会費、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年1回、監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

ヒント！

この「規約例」は町内会などの組織とは別に自主防災組織を設立する場合の例です。町内会の規約の中に「防災部」などの組織を設けることでも立派な「自主防災組織」です。大切なことは設立後の活動です。



避難行動要支援者の支援に取り組もう！

地域には、お年寄り、乳幼児、障がい者、外国人など、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人々が多数存在します。避難行動要支援者への支援や協力には、地域社会の住民による組織的な体制が必要不可欠です。

1 避難行動要支援者の把握をしましょう

まず最初に、避難行動要支援者の情報を収集する必要があります。あつめるべき情報としては以下のようなものが考えられます。

- ・所在
- ・支援が必要な理由
- ・支援の方法
- ・世帯の状況

あつめる方法としては、家族票を作成する等の方法があります。以上の情報を地図に乗せた要支援者マップを作るのも良いでしょう。

※注意！ 個人情報取り扱いには細心の注意が必要です。目的外の利用は避け、厳重に保管しましょう。

※注意！ 年数が経つにつれ、更新のされない古い情報は意味を失います。情報は常に最新のものに更新しましょう。

2 災害対応を検討しましょう

続いて、集めた情報をもとに準備をする必要があります。検討すべき事項としては以下のようなものが考えられます。

- ・要支援者への情報伝達方法（例：耳の不自由な人にいかに伝えるか？）
- ・要支援者への避難支援準備（どこに、どうやって避難させるか、そのために必要なものは何か）

活動で大切な点は、住民一人一人が避難行動要支援者とコミュニケーションをとり、人間としての連帯感や信頼関係を築いていくことです。地域の避難行動要支援者と積極的な交流を持ち、人間同士の結びつきを深めましょう。



ご存知ですか？



自主防災組織の設立時、自主防災組織で防災訓練などを実施した場合に防災資機材を交付しています

本市では、自主防災組織の育成並びに住民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的として、「米沢市自主防災組織防災資機材交付要綱」を制定しています。

内容としては、①新規に自主防災組織を設立した場合に世帯数に応じて防災資機材を交付、②既に設立している自主防災組織が防災訓練を実施した場合に世帯数に応じて防災資機材を交付するものです。（下記の要綱（抜粋）参照）

貴自主防災組織において、防災訓練を実施する場合は、事前に市市民環境部防災危機管理課地域防災担当へご連絡ください。

米沢市自主防災組織防災資機材交付要綱（抜粋）

（防災資機材の交付）

第3条 市長は、防災資機材の交付を受けようとする自主防災組織に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該自主防災組織に加入する世帯の世帯数により当該各号において定める額の範囲内において次条に規定する防災資機材を交付するものとする。

（1）新たに自主防災組織を設立した場合

- | | |
|-----------------|---------|
| ア 49世帯以下 | 30,000円 |
| イ 50世帯以上199世帯以下 | 50,000円 |
| ウ 200世帯以上 | 70,000円 |

（2）自主防災組織が防災訓練を実施した場合（当該自主防災組織に対し、同年度内において、すでにこの号の規定により防災資機材を交付しているときを除く。）

- | | |
|-----------------|---------|
| ア 49世帯以下 | 10,000円 |
| イ 50世帯以上199世帯以下 | 15,000円 |
| ウ 200世帯以上 | 20,000円 |

（防災資機材の種類）

第4条 前条の規定により交付する防災資機材の種類は、誘導旗、ヘルメット、救急セット、ロープ、腕章、メガホン、笛その他市長が必要と認める資機材とする。

ご存知ですか？その2

市内の各コミュニティセンターでは防災資機材を貸し出しています

市の防災資機材・備蓄品については、各コミュニティセンターに配備をしていますが、「どんなものが市で備蓄しているのか分からない」、「いざという時に操作できない、使用方法が分からない」ということでは、災害時に役に立たないことが予想され、混乱を招くことになると思われます。

ぜひ、自主防災組織、町内会などで使用してみて、防災意識の高揚に役立ててください。

（主な貸出例）

- ・地区内の防災訓練等で、防災資機材等の操作等に習熟するために使用することをコミュニティセンター館長が認めた場合。
- ・各地区の文化祭等で防災資機材を展示する場合。
- ・資機材の操作に慣れるために各地区・町内の行事等で使用する場合。
- ・コミュニティセンターでけが人等が発生し搬送する場合。

（貸出の手続き）

- ・貸し出しの申請については、各コミュニティセンターに①使用目的、②防災資機材等の種類及び数量、③使用期間を申し出てください。その後、各コミュニティセンターが市市民環境部防災危機管理課に申請します。

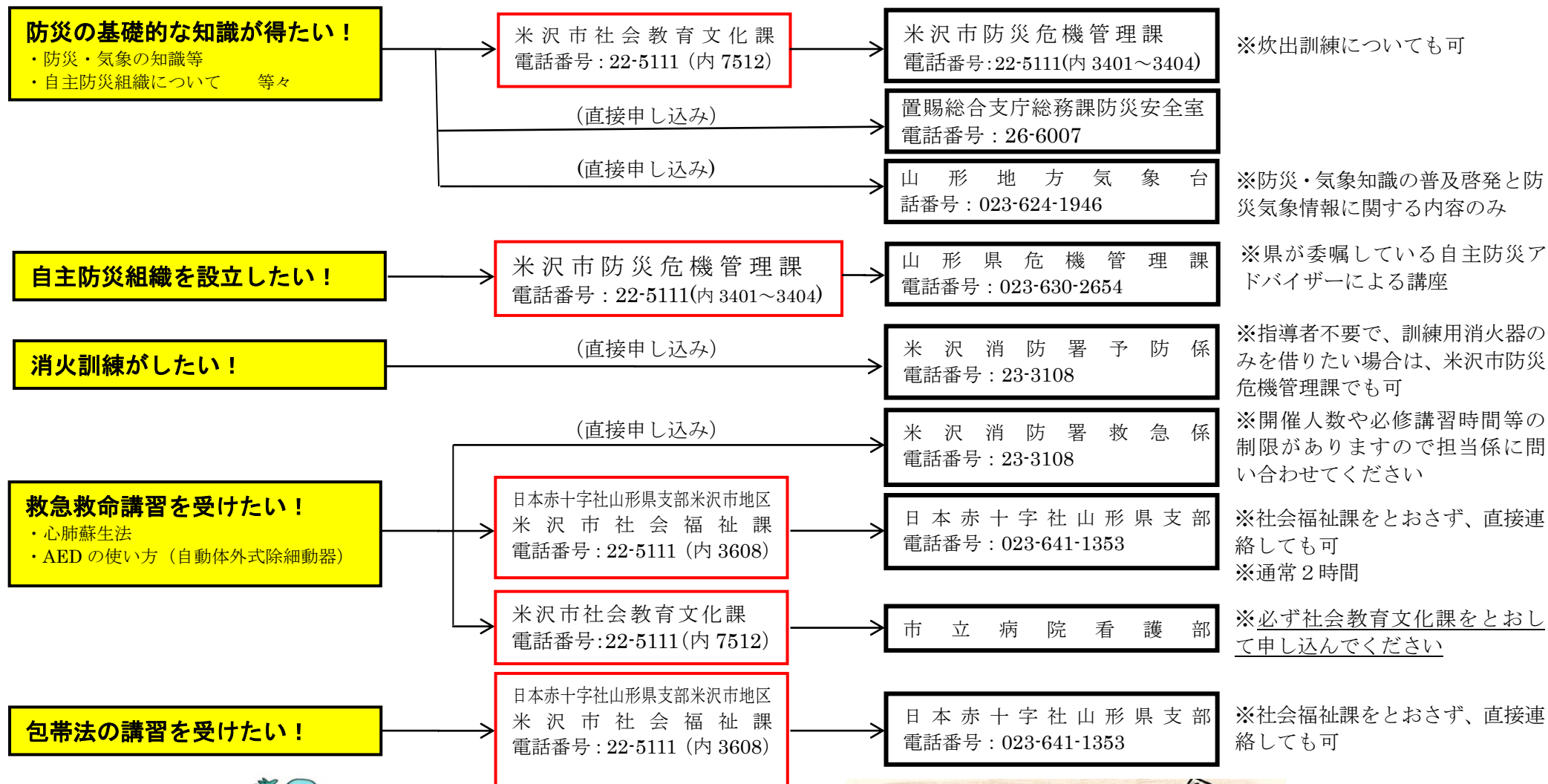
（その他）

- ・防災資機材等の使用に燃料等を必要とする場合は、利用者が負担補充するものとします。
- ・備蓄用食料品（クラッカー、水）及び毛布については、展示のみの貸し出しとします。（試食不可。）
- ・貸し出し期間は、1回につき1週間を限度とします。



出前講座・各種訓練申込みフローチャート

《申込み窓口》



(イラスト出典：全国消防デジタルイラスト集)

自主防災組織の組織等調査表（令和 年度）

1 自主防災組織の概要（基準日：4月1日現在）

名 称			
結 成 年 月 日	平成・令和	年	月 日
世 帯 数 ・ 人 数 (アパート等含む)	_____世帯 _____人		

※世帯数は、米沢市の自主防災組織の組織率に影響するほか、防災資機材交付時の限度額の基準になりますので、必ず記載してください。

2 役職者の情報 緊急連絡先となる方の□に✓を入れてください。

会 長 ☐	氏 名			
	住 所	〒 米沢市		
	連絡先	電話 携帯	- - - -	FAX - -
副会長 ☐	氏 名			
	住 所	〒 米沢市		
	連絡先	電話 携帯	- - - -	FAX - -
() ☐	氏 名			
	住 所	〒 米沢市		
	連絡先	電話 携帯	- - - -	FAX - -

3 文書の送付先 該当する□に✓を入れ、会長宅以外の場合は下記に記入してください。

区 分	☐ 会長宅 ☐ 会長宅以外（役職名：_____）		
住 所	〒 米沢市		
氏 名		連絡先	電話 携帯
			- - - -

4 資機材等の保有状況 保有している資機材すべてに✓を入れてください。

☐ 初期消火用資機材(消火器・バケツ等)	☐ 水防用資機材(土嚢袋、かけやなど)
☐ のぼり旗	☐ 救護用資機材(救急医療セットなど)
☐ ハンドマイク、メガホン、ホイッスル	☐ 個人装備品(ヘルメット、ベストなど)
☐ 無線通信機(トランシーバーなど)	☐ 小型動力ポンプ
☐ 救助用資機材(ジャッキ、バールなど)	☐ その他()
☐ 避難救出用資機材(テント、担架など)	

5 活動状況 取り組んでいる活動すべてに✓を入れてください。

☐ 防災訓練の実施(初期消火訓練、避難訓練、避難所開設訓練、応急手当講習など) ☐ 防災知識の啓発(防災セミナー・学習会の開催、防災啓発物の配布・回覧・掲示など) ☐ 災害時の対応体制の構築・確認(連絡網の整備、役割分担、ルールの取り決めなど) ☐ 他自主防災組織等との連携(活動での連携、連絡先の把握など) ☐ 地域内の防災巡視(危険箇所の把握など) ☐ 初期消火器具(バケツ、消火器など)の配布、共同購入など ☐ その他(独自の取組や、他自主防災組織へのご紹介が可能な取組など、できるだけ具体的に記入してください。)

6 地区防災計画の作成状況 該当する□に✓を入れてください。

☐ 作成済※予定含む (年度)	☐ 未作成
地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地域の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画のこと。各町内会での課題と対策を検討してまとめたもので、具体的には、住民が分散しないようにあらかじめ避難所を指定しておいたり、安否確認等の活動方法を定めておくことです。	

7 避難行動要支援者の把握状況 該当する□に✓を入れてください。

☐ 把握している	☐ 把握していない
---------------------------------	----------------------------------

8 自主防災組織の規約の作成状況 該当する□に✓を入れてください。

☐ 作成済※予定含む	☐ 未作成
-----------------------------------	------------------------------

9 その他ご意見・ご要望・課題等 ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました

供 覧	担 当	社会教育担当			保存期間	
	担 当 者	担当主査	補 佐	課 長	部 長	教 育 長
☐ 全部開示 ☐ 一部開示(開示しない内容) ☐ 不開示 ☐ 条例第 条第 項該当 ☐ 裁量的開示(理由) ☐ 存否応答拒否(理由) ☐ 時限秘(まで)						

様式第1号(第7条関係)

(日本産業規格A4)
令和 年 月 日

米沢市長 様

グループ名
申込者氏名
連絡先住所 〒
米沢市
電話番号

米沢市まちづくり出前講座利用申込書

米沢市まちづくり出前講座を利用したいので、次のとおり申し込みます。

希望日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
希望講座 (実施課等名)	講座No. 42 「防災の基礎知識」 市民環境部防災危機管理課 地域防災担当
参加人数	人
集会等の名称	
開催目的	
備考	

決 済	令 和 年 月 日			発送番号	教 社 第 号	
起 案	令 和 年 月 日					
起 案 者	担当主査	補 佐	課 長	部 長	決 裁	審 査
☐ 全部開示 ☐ 一部開示(開示しない内容) ☐ 不開示 ☐ 条例第 条第 項該当 ☐ 裁量的開示(理由) ☐ 存否応答拒否(理由) ☐ 時限秘(まで)						

申請を承諾し、別紙のとおり
通知してもよろしいでしょうか

日程決定 ☐	公印・電子署名
担当課へ送付 ☐	
講師決定 ☐	

令和 年 月 日

米沢市長 あて

組 織 名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

防火防災訓練計画書

1 訓 練 日 時 令和 年 月 日 ()
(時 分 ~ 時 分)

2 訓 練 場 所

3 訓練参加人数 人

4 訓 練 概 要 (具体的に記載する)

5 講師派遣要請 有 () 無

※ 講師派遣要請が有る場合については、本計画書提出前に、市防災危機管理課地域防災担当と事前打ち合わせを行ってください。(0238-22-5111)

6 添 付 書 類 実施要綱がある場合は添付してください。

自宅と自主防災組織の 減災対策を再チェック!!



○「日頃の備え」によって、災害による被害を減らせます。

防災のキーワードは、「災害が起きたらどうするか」ではなく、「災害が起きる前の日頃の備え」が被害を少なくするために大切なことです。

防災の基本は、自助「自らの命は自らで守る」と共助「地域にいる人同士で助け合う」です。各家庭でみなさんが対策に取り組むとともに、自主防災組織の防災体制を確認し、災害に強いまちを作りましょう。

○ 私たちが目指すのは、

大地震や台風などが発生しても、今までどおり生活できるように備えることです。

まず、各家庭と自主防災組織がおこなっておくべき防災対策を、このチェック表を使って確認してください。

《編集・発行》 〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

米沢市市民環境部防災危機管理課 TEL：0238-22-5111（内線 3401~3404）

我が家の減災対策をチェック

●建物の耐震補強

- ☐ 無料耐震診断を行った
- ☐ 耐震補強工事を行った
- ☐ 危険なブロック塀を撤去または改修した
- ☐ 外壁・ベランダ・屋根（瓦やアンテナ等）などの安全点検を行った

●家具等の固定や配置の工夫

- ☐ 家具（食器棚等）や電気製品（テレビ・冷蔵庫等）を倒れないように固定した
- ☐ 寝ている方向に家具が倒れないように配置を変えた
- ☐ 家具は倒れても逃げ道を塞がないように置いた
- ☐ 家具の上に危険な物を置かないようにしている
- ☐ 照明器具を固定した（揺れ防止対策）
- ☐ ガラスの飛散防止対策を行った

●緊急地震速報について

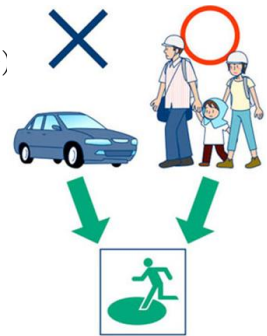
- ☐ 緊急地震速報のしくみを知っている
- ☐ 緊急地震速報が発表されたとき、家族全員がどのように行動するか決めている

●家族の行動

- ☐ 河川砂防情報メール登録（気象警報、河川の水位情報など）を利用している
- ☐ 非常時の緊急連絡先をすべて把握している（消防、病院、ガス会社等）
- ☐ 自宅がどのような危険にさらされるか知っている（洪水、土砂災害、延焼火災の危険など）
- ☐ どんな場合に避難すべきかを知っている（自己判断による避難、避難勧告等による避難）
- ☐ 避難が必要な場合の避難先（家族の集まる場所等）を決めている
- ☐ 避難方法を考えている（洪水、土砂災害危険予想地域等に居住の場合）
- ☐ 災害が発生したときの家族の役割分担表を作成している
- ☐ 平日の昼間に災害が起こった場合の家族の行動表を作成している
- ☐ NTT東日本の災害用伝言ダイヤル171を知っている
- ☐ NTT東日本の災害用伝言ダイヤル171を使ったことがある
- ☐ 携帯電話の災害用伝言板サービスを知っている
- ☐ 携帯電話の災害用伝言板サービスを使ったことがある
- ☐ 消火器や消火バケツを準備している
- ☐ 消火器を使える人がいる
- ☐ 住宅用火災警報器を設置している
- ☐ 家族に要支援者がいる場合、避難方法を決めている

●地域との交流

- ☐ 地域の防災訓練に参加した
- ☐ 普段からご近所との協力体制ができている
- ☐ 地元の消防団との連絡・協力体制ができている
- ☐ 近所に介護を要する人がどの位いるのか知っている



（出典）消防庁防災マニュアルー震災対策啓発資料ー

（出典）消防庁防災マニュアルー震災対策啓発資料ー

山形県では、携帯電話に気象警報や河川の水位情報をメールでお知らせしています。ぜひ、登録して災害に備えましょう。（登録料無料）

<http://www.kasen.pref.yamagata/mail/>

QRコード



※本防災メールの利用は無料ですが、各携帯電話会社の通信料が発生します。ご了承のうえご利用ください。

非常持ち出し品・備蓄品の準備は大丈夫？

●非常持ち出し品チェックリスト

- | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 携帯ラジオ | ☐ 懐中電灯 | ☐ 予備の乾電池 | ☐ ヘルメットか防災頭巾 |
| ☐ 非常食（3日分） | ☐ 飲料水（持ち出し可能な分量） | | ☐ ライター、マッチ |
| ☐ ローソク | ☐ ティッシュペーパー | | ☐ 簡易トイレ |
| ☐ ナイフ、缶切り | ☐ スプーン、はし、カップ | | |
| ☐ 下着、靴下 | ☐ 救急薬品・常備薬 | | |
| ☐ タオル | ☐ 手袋 | | |
| ☐ 筆記用具 | ☐ 雨具 | | |
| ☐ 寝袋、毛布 | ☐ ビニール袋・ポリ袋 | | |
| ☐ リュックサック | ☐ 生理用品 | | |
- ☐ 靴またはスリッパ（夜に枕元に置くとよい）



（出典）消防庁防災マニュアル
－震災対策啓発資料－

●必需品、貴重品類

- | | | |
|---|--|------------------------------|
| ☐ 現金（小銭も必要） | ☐ 車や家の鍵 | |
| ☐ 携帯電話・充電器 | ☐ 預金通帳 | ☐ 印鑑 |
| ☐ 運転免許証 | ☐ 健康保険証 | ☐ 証書類 |
| ☐ パスポート・外国人登録証・障がい者手帳等 | ☐ 予備メガネ・コンタクトレンズ等 | |

●あると便利なもの

- | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ ウエットティッシュ | ☐ ラップ類 | ☐ マスク | ☐ 笛（ホイッスル） |
| ☐ 携帯用カイロ | ☐ ポリタンク | ☐ テント | ☐ キャンプ用品 |
| ☐ バール、ジャッキ | ☐ 七輪（炭）又は石油ストーブ | ☐ 油性マジック | |
| ☐ 補聴器（高齢者の方等） | ☐ 予備の入れ歯（高齢者の方用） | ☐ アイマスク、耳栓 | |

●赤ちゃんのいる家庭

- | | | | | | |
|------------------------------------|--|---------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 粉ミルク | ☐ 哺乳ビン | ☐ 離乳食 | ☐ スプーン | ☐ おんぶ紐 | ☐ 母子手帳 |
| ☐ おむつ | ☐ 洗淨綿（おしり拭き） | ☐ バスタオル又はベビー毛布 | ☐ 着替え | | |
| ☐ ガーゼ又はハンカチ | ☐ ベビーカー（荷物運搬用としても役立つ） | ☐ 玩具 | | | |

●ペットのいる家庭で準備しておきたいもの

- | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 名札（飼い主の連絡先入り、鑑札等） | | |
| ☐ ペットの写真 | ☐ ケージ | ☐ えさ |
| ☐ 食器 | ☐ トイレ用品 | ☐ 動物用の薬 |

●備蓄品チェックリスト

- ☐ 飲料水（1人1日3リットルが目安）

【非常持ち出し品の分とあわせて3日分程度】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 食料品（非常持ち出し品の分と合わせて7日分程度） | |
| ☐ 衣類（着替え） | ☐ 卓上コンロ（ボンベ） |
| ☐ ロープ | |
| ☐ ビニールシート | ☐ 布製ガムテープ |
| ☐ 簡易トイレ | |

●普段からできること

- | |
|--|
| ☐ 生活用水の備蓄（風呂の水等）はできている |
| ☐ 非常持ち出し品（袋）の置き場所の確認ができている |
| ☐ 配電盤（ブレーカー）の場所を知っている |
| ☐ 自家用車の燃料（ガソリン・軽油）は常に満タンにしている |



（出典）消防庁防災マニュアル
－震災対策啓発資料－

自主防災組織の防災対策チェック

●防災訓練に関すること

- ☐ 市や町内会が主催する防災訓練等に参加している
- ☐ 懐中電灯や投光器等の準備をしている
- ☐ 保有している防災資機材等の保守点検を実施している

●次の訓練を実施している

- ☐ 避難訓練
- ☐ 初期消火訓練
- ☐ 救出・救助訓練
- ☐ 応急救護訓練
- ☐ トリアージ訓練
- ☐ 情報収集・伝達訓練
- ☐ 炊き出し訓練
- ☐ 災害図上訓練（DIG）



（出典：全国消防デジタルイラスト集）

●防災体制に関すること

- ☐ 負傷者をどこに運ぶか知っている
- ☐ A E D（自動体外式除細動器）の取り扱い方法を知っている
- ☐ 救出用の資機材等（建設用の重機や運転者）を確保している
- ☐ 救出作業は誰が行うか決めている
- ☐ 地域の事業所等への応援要請をどこにするのか決めている
- ☐ 災害時要支援者の安否確認は誰が行うか決めている
- ☐ 火災情報の把握は誰がどのように行うか知っている
- ☐ 延焼の危険性が高い地区を把握している
- ☐ 消火用資機材がどこにあるか知っている
- ☐ 消火用の水はどこにあるか知っている
- ☐ 誰が消火するか決めている
- ☐ 隣接自主防災組織との連携がとれている
- ☐ 避難先は住民に周知済みである
- ☐ 避難路は確保されている



（出典：全国消防デジタルイラスト集）



（出典：全国消防デジタルイラスト集）

●避難行動要支援者の支援に関すること

- ☐ 要支援者の所在は把握できている（要支援者マップを作成している）
- ☐ 要支援者への避難支援の準備はできている（避難行動要支援者台帳の整備）
- ☐ 河川の洪水危険予想地域がどこまでかを知っている
- ☐ 土砂災害（山崩れ・崖崩れ等）の危険予想地域を知っている
- ☐ 外国人と連携した訓練を行っている

●避難生活に関すること

- ☐ 避難生活計画書を作成している（運営ルール、運営体制等）
- ☐ 学校やコミュニティセンター等の避難施設管理者と話し合っている
- ☐ トイレ対策はできている
- ☐ 宿泊体験訓練を実施している
- ☐ ペット対策はできている
- ☐ 非常食等の消費期限を確認している



（出典：全国消防デジタルイラスト集）

防災に関する情報を知りたい場合は、米沢市防災危機管理課のホームページを御覧になりますと様々な情報が掲載されていますのでアクセスしてみてください。

【米沢市防災危機管理課のホームページ】

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/1016.html>

自主防災マニュアル

米沢市市民環境部防災危機管理課

〒992-8501 米沢市金池五丁目 2 番 25 号

TEL0238 (22) 5111 (代)

内線 3401～3404

ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

E-mail kiki@city.yonezawa.yamagata.jp